

競争参加者の資格に関する公示

平成 31・32 年度において国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

なお、平成 31・32 年度においては、平成 31・32 年度における国土交通省、国土交通省各地方整備局、国土交通省北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局に有効な建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格（等級格付けについては 5（1）②及び（2）②に基づき読み替える）について、当機構の競争契約においても有効な参加資格（工事場所によって有効とする参加資格は当機構の契約担当が指定する）とします。

平成 31 年 1 月 30 日

国立研究開発法人情報通信研究機構
契約担当理事 田尻 信行

1 建設工事の種別及び測量・建設コンサルタント等の業種区分

(1) 建設工事（14 種類）

- | | |
|-----------------|-----------|
| ①土木一式工事 | ⑧防水工事 |
| ②建築一式工事 | ⑨機械器具設置工事 |
| ③とび、土工、コンクリート工事 | ⑩電気通信工事 |
| ④電気工事 | ⑪造園工事 |
| ⑤管工事 | ⑫建具工事 |
| ⑥ほ装工事 | ⑬消防施設工事 |
| ⑦塗装工事 | ⑭解体工事 |

(2) 測量・建設コンサルタント等（5 種類）

- | | |
|------------------|----------------|
| ①測量 | ④地質調査業務 |
| ②建築関係建設コンサルタント業務 | ⑤補償関係コンサルタント業務 |
| ③土木関係建設コンサルタント業務 | |

2 申請の時期

定期の申請時期は、公示日から平成 31 年 2 月 28 日（木）までとする（ただし、土・日曜日、祝・祭日を除く）。

なお、定期の受付時期を過ぎた場合でも随時に受付及び審査を行うが、その場合、事務処理の都合により入札に間に合わないことがあるので、余裕を持って申

請すること。

「平成」の元号で資格を取得した場合でも、改元後も有効期間まで資格は有効です。

3 競争参加資格の申請方法

(1) 申請書の入手方法

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)は、当機構のインターネットホームページにアクセスし、申請書をダウンロードすることができる。また、インターネットの環境が無い者については、**本公示8の照会先**において、申請書を入手することができる。

<http://www.nict.go.jp/tender/sanka-sikaku.html>

なお、上記の方法以外で入手した申請書での申請は不可とする。

(2) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、**本公示8**の提出先に提出すること。

なお、公的機関が発行する書類については、発行日から3ヶ月以内のものとし、内容が鮮明であれば写しでも可とする。

持参の場合の受付時間は、土・日曜日、休日を除く9時から17時(12時から13時の間を除く。)までとし、郵送(書留郵便又は配達記録郵便)等も可とする。

※インターネットでは受け付けていない。

※申請書類を郵送する場合は平成31年2月28日(木)の消印有効。

① 建設工事に係るもの

一 申請書

二 添付書類

イ 工事経歴書

ロ 建設共同企業体協定書の写し

(建設共同企業体として申請する場合に限る。)

ハ 総合評定値通知書の写し

(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定するもので、申請日から直近のものをいい、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の1(一)に規定する雇用保険及び(二)に規定する健康保険及び(三)に規程する厚生年金保険にいずれも加入している又は適用除外とされているものに限る。)

ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入であった後に、当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出するものとする。

「当該事実を証する書類」とは、次に示すいずれかの書類とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概要・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・適用除外誓約書
共同企業体の場合は、各構成員の総合評定通知書等の写しを、
官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合
及び審査対象者の総合評定値通知書等の写しをそれぞれ提出してください。

ニ 建設業許可申請書の写し

ホ 納税証明書

② 測量・建設コンサルタント等に係るもの

一 申請書

二 添付書類

イ 測量等実績調書

ロ 技術者経歴書

ハ 登記事項証明書（法人の場合）又は身元証明書（個人の場合）

ニ 登録証明書等（営業に関し、法律上必要とする登録の証明書等）

ホ 財務諸表類

ヘ 納税証明書

(3) その他

- ① (2)に掲げる諸証明書については、複写機等による写しをもって代えることができる。
- ② (2)に掲げる添付書類のうち、添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。
- ③ 申請書類は、日本語で記載するものとする。また、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付する。
- ④ 行政書士等の代理申請による場合は、申請者からの委任状を添付する。

4 競争に参加することができない者

- (1) 情報通信研究機構契約事務細則第3条の規定に該当する者
- (2) 情報通信研究機構契約事務細則第4条の各号の一に該当すると認められる者であって、当機構が競争契約への参加を制限した者
- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (4) 建設工事及び測量・建設コンサルタント等に関し、法律上必要とする資格を有していない者
- (5) 申請書及び添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

5 競争参加者の資格及びその審査

- (1) 建設工事の競争契約についての資格、資格審査事項及び等級の決定方法
 - ① 資格の審査
 - 1 (1)の建設工事の種別ごとに、総合評定値通知書の総合評定値をもって行う。
 - ② 資格の等級の決定方法

建設工事の競争に参加できる者の資格は、上記①の総合評定値により別記の区分に基づいて格付けする。
- (2) 測量・建設コンサルタント等の競争契約についての資格、資格審査事項及び等級の決定方法
 - ① 資格の審査
 - 1 (2)の測量・建設コンサルタント等の業種区分ごとに、次に掲げる事項について行う。
 - 一 年間平均実績高
 - 二 経営規模
 - ア 自己資本額
 - イ 有資格者職員数
 - 三 経営比率及び営業年数
 - ア 流動比率
 - イ 営業年数
 - ② 資格の等級の決定方法

測量・建設コンサルタント等の競争に参加できる者の資格は、上記①に基づいて、1(2)の測量・建設コンサルタント等の業種区分ごとに資格を定める。
なお、資格の等級の格付けは行わない。

6 資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により申請者に通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。なお、2 のなお書きにより随時審査した場合は、資格を付与されたときから平成 33 年 3 月 31 日までとする。

8 申請書の提出先 及び 資格審査に関する照会先

国立研究開発法人情報通信研究機構 財務部契約室 契約管理グループ

電話：042-327-6115

電子メール：shikaku-shinsa@ml.nict.go.jp

〒184-8795 東京都小金井市貫井北町4-2-1

9 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

3(2)の申請書類の提出場所に同じ。

10 公告の方法

一般競争に付する場合の公告の方法は、機構内に掲示するほか、以下の当機構ホームページに掲載する。

<http://www.nict.go.jp/tender/sanka-sikaku.html>

別記 工事種別ごとの等級格付け及び予定価格の範囲

[掲載順序 工事種別 ①総合評定値：等級 ②等級：予定価格の範囲]

(1) 土木一式工事、建築一式工事

①	990以上		: A
	830以上	990未満	: B
	760以上	830未満	: C
		760未満	: D

②	A :	3億円以上	
	B :	1億円以上	3億円未満
	C :	3,000万円以上	1億円未満
	D :	3,000万円未満	

(3) (1)以外の工事

①	870以上		: A
	780以上	870未満	: B
		780未満	: C

②	A :	5,000万円以上	
	B :	2,000万円以上	5,000万円未満
	C :	2,000万円未満	